

都市・環境委員会委員長報告

都市・環境委員会における、審査の経過ならびに結果について、ご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、甲第100号議案 令和6年度岡山市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本議案の審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において、委員から出された意見についてご報告いたします。

本補正予算は、県総合グラウンドの整備などの都市公園事業について、岡山県建設事業費市町村負担金徴収条例に基づき、岡山県から本市に請求のあった令和5年度分の負担金4,045万円を支払うものです。

この条例については、岡山県が本市に求める50%の負担金が高率である等の問題があり、本市は以前から岡山県に対して負担割合の見直しを求め、令和4年12月に本市と岡山県で「都市公園事業に係る負担金に関し、令和5年度中に結論を得られるよう引き続き協議を行い、令和5年度以降の支払いは当該結論に基づき行う」という内容で合意文書を交わし、協議を行ってきたところであります。現時点では、本市と岡山県の協議の結論が出ていないため、令和5年度分については、本市は支払うことが

できないとしており、本市議会の自治体間調整問題調査特別委員会においても、市当局の姿勢を了承するとの中間報告を行っております。

このような経過がある中で、岡山県は3月29日に本市に対して納入通知書を送付しており、4月15日の支払い期限を過ぎれば延滞金が発生する状況となっています。

当局から、負担金についての結論が得られていない中で、岡山県から請求があったことは遺憾だが、延滞金を税金で支払うことは避けなければならない。したがって、いったん請求どおりに支払ったうえで、協議を継続する必要がある。県も協議継続の意向を示されているので、我々の主張が理解されるよう粘り強く協議を継続していく、との説明がありました。

また、委員から、今後の協議にあたっては、

1. 岡山県に対して、市長と知事との会談を申し込み、実現すること。
2. 岡山県側には令和6年度、副知事をはじめ、担当部長等の人事異動があったことから、条例解釈の相違などについて、改めて本市から県に対して丁寧に説明すること。
3. 負担金の取り消しや返還を求める訴訟を提起することは可能な限り避け、行政同士での解決に向けて取り組むこと。
4. 令和5年度の負担金のみではなく、条例の改正等も含めた将来にわたる制度のあり方について協議すること。

といった要望があり、当局から、市長と知事の会談については、これまでも会談の場を求めてきたが実現していない。今後も引き続き求めていかなければならないと考える。また、新たな県のメンバーには、年度がかわってすぐに岡山市の考え方を説明したところであ

る。そして、我々としても、積極的に司法の場での決着を望んでいるわけではなく、可能な限り、協議での解決を目指していく。さらに、令和4年12月15日の市長と知事との合意文書に、「都市公園事業に係る負担金に関し、令和5年度中に結論を得られるよう引き続き協議を行い、令和5年度以降の支払いは当該結論に基づき行う」とあることから、条例の運用方法等を含め、令和5年度分のみならず、将来に渡っての負担金の取り扱いを担保する結論でなければならないと考えている、との答弁がありました。

また、委員から、今回の負担金の支払いが岡山市民にとってプラスとなるのか、との質問があり、当局から、岡山市が必要と考えていない支出を行うことは、市民にとってプラスではないという認識で協議を進めてきた。延滞金についても、新たな負担を発生させないことは、市民にとってプラスになると考えている、との答弁がありました。

これを受けて委員から、税金の使い道について、いったん負担金を支出することが岡山市にとってプラスになるということを市民に対してしっかりとアピールしていただきたい、との指摘があり、当局から、市民への広報については、市長の会見等でアピールしてきたが、ホームページへの掲載等も含め、経緯や内容及び市の方針を確認したい市民が何らかの手段で確認できる手法について検討していきたいと考えている、との答弁がありました。

さらに、委員から、多少の経費を使っても、市民、県民に対して岡山市の正当性を訴えるべく、万策をつくすべきだ、との指摘がありました。

以上、ご報告いたしました。このほかにも審査の過程でさまざま

まな意見や要望が出されました。

当局におかれましては、本委員会で出された意見や指摘を真摯に受け止め、今後の事務事業の執行に当たられますよう申し添えて、都市・環境委員会の報告を終わらせていただきます。